「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令」について

令 和 7 年 11 月 28 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

１．改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第 48 号）附則第 16 条等の経過措置期間の終了に伴い、所要の改正を行うものです。

２．意見公募手続の実施について

本件は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続は実施しておりません。

３．その他

本件は、本日公布され、令和７年 12 月２日から施行されます。